主 文 被告人を無期懲役に処する。 未決勾留日数中140日をその刑に算入する。 理 由

(犯行に至る経緯)

被告人は、福島県郡山市内で出生し、地元の県立高校を卒業後、同市内の衣料品販売店や飲食店従業員として稼働した後、平成10年12月から同県須賀川市内にある宅配業者であるA須賀川支店に勤務し、本件犯行時まで稼働していた。被告人は、平成9年7月婚姻し一男をもうけたが、同13年10月協議離婚した。 被告人は、平成11年ころから、本件ゲーム喫茶店「B」に頻繁に通いポーカー

被告人は、平成11年ころから、本件ゲーム喫茶店「B」に頻繁に通いポーカーゲームなどのゲーム機賭博に耽るようになり、同店店長Cとも親しくなり、世間話をするようになった。被告人は、いわゆるサラ金業者等から借金をしてまでも婚らたが、離婚時まで居住していた郡山市内のアパートを引き払わず借りたまはしたが、商市内の実家で寝泊まりしつで、ますますゲーム機賭博に耽り続け借金を当たいった。被告人は、平成14年1月ころになると、市中のサラ金業者から告入れできなくなったが、暴利の金融業者から借入れをしてまでゲーム機関を続けた。被告人は、本件犯行までの約3年の間に多額の金銭(被告人は10万円以上になる旨自認する。)をゲーム機賭博につぎ込んでおり、これまでの親から借金返済のためことあるごとに多額の援助を受けたばかりか、本件犯行時取りで月約40万円の給料を貰っていたにもかかわらず、当時の負債額は、合計約300万円にのぼっていた。

被告人は、勤務先のA須賀川支店で宅配手荷物等の集荷、配達等の業務に従事していたが、それまで2度にわたり、配達先から集金した金を借金の返済やポーカーゲーム機賭博などに使い込み、これが勤務先に発覚し、勤務先の店長から、今度使い込みをしたら解雇する旨警告されていた。それにもかかわらず、被告人は、同年2月16日、配達先から集金した13万650円をゲーム機賭博などに使い込んでしまった。そこで、被告人は、遅くとも同月19日までに使い込んだ13万650円を穴埋めしなければ、勤務先に被告人の使い込みが発覚し、解雇されることが必至であった。

被告人は、解雇されるのを避けるため、同月18日の勤務を終えた後、上記使い込んだ13万6500円を翌日までに穴埋めすべく、暴利の金融業者から借り入れた8万円を元手に金を増やそうとして、同月18日午後11時ころから、「B」において、ポーカーゲーム機賭博を行ったが、翌19日午前1時ころまでにこの8万円のほとんどを使ってしまった。

被告人は、同日午前3時ころ、一旦同店を出たものの、勤務先を解雇されないようにするためには、当日の出勤時刻までにはなんとしても13万650円を工でしなければならないと思ったが、被告人には当時、家族、知人などで借入れのでる当ては全くなかった。被告人は使い込んだ金の上記穴埋めのほか、さら万円を到る日及び25日に返済期日が到来する暴利の金融業者への返済金約26万円を数に入るければ、苛酷な取り立てを受けるおそれもあったことから、これら約30円の金を工面する必要に追い込まれた。被告人は、このような切羽詰まるを数に中で、「B」なら賭博のために客がは見金がです。80万円はあるだろ取って、「B」なら賭博のために客がは現金がで、おも大ろので、おも、同店はゲーム機賭博をしているのだから、被告人が金を脅して、電子で、同店店長のCを脅して、電子で、当時寝泊まりして、同日午前4時30分ころ、同店にてきた。

が 被告人は、同店にいた C に対し、携帯電話を忘れた旨告げて、同店内に入った後、当初は同人に「店のゲーム機につぎ込んだ金を返してくれないか。」などと言って金員交付を懇請したものの、同人に拒絶された。

(罪となるべき事実)

被告人は

第1 金員などの財物を強取することを企て、平成14年2月19日午前4時50分ころ、福島県郡山市DE丁目F番G号Hビル1階所在のゲーム喫茶「B」店舗内において、同店店長C(当時35歳)に対し、所携の果物ナイフ(刃体の長さ約10センチメートル)(平成14年押第11号の3及び4)を突き付け「切羽詰まってんだ。」などと言って脅迫し金員などの財物の交付を要求したが、同人に抵抗さ

れたことから、同人を殺害して金員などの財物を強取しようと決意し、殺意をもって、上記果物ナイフ並びに同店舗内にあったプラスドライバー(同号の 1)、マイナスドライバー(同号の 2)及びはさみ(同号の 5)で同人の頚部及び顔面等を多数回にわたって突き刺し、よって、そのころ、同所において、同人を頚部刺創による失血及び血液吸引による窒息により死亡させて殺害し、同人所有又は管理にかかる現金約 4 7 万 7 4 8 4 円及びセカンドバッグ等 3 1 点(時価合計約 6 9 4 8 円相当)を強取し、

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時・場所において、刃体の長さ約10センチメートルの上記果物ナイフ1丁を携帯し

たものである。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は刑法240条後段に、判示第2の所為は銃砲刀剣類所持等取締法32条4号、22条に各該当するところ、各所定刑中判示第1の罪については無期懲役刑を、第2の罪については懲役刑をそれぞれ選択し、以上は刑法45条前段の併合罪であるところ、判示第1の罪の刑につき無期懲役刑を選択したので同法46条2項本文により他の刑を科さないで、被告人を無期懲役刑に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中140日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、ゲーム機賭博に夢中になり、仕事先から集金した金を使い込んだり金融業者から借入れした結果、その金を返済する資金を獲得するため、行きつけのゲーム喫茶店の店長である被害者の頚部、顔面、頭部等を果物ナイフ、はさみ、ドライバーで数十回にわたって突き刺して殺害し、現金等を強取した強盗殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案である。

く理不尽な金員要求行為に対し、被害者がこれを拒絶したのは当然の行為であり、 被害者が被告人に殺害されるに当たって落ち度があったということはできない。

の刺突箇所は数十箇所に及んでおり、無惨としかいいようがない。本件犯行は、

定的殺意に基づいたもので、犯意も強固であり、執拗で残虐かつ無惨で悪質極まりない。

被害者は果物ナイフで後頚部を刺された後、果物ナイフの刃先で頭部、顔面等を突き刺されたあげく、はさみの片刃で右頚部を3回にわたり刺されてとどめにドライバーにより顔面、頭部、頚部等を滅多刺しにされ、計り知れない肉体的、精神の苦痛に苛まれながら、苦悶のうちに血まみれになって、35歳というまさた、人生ばにして突然その生涯を閉じるに至ったのである。かかる被害者の無念さ、4とのとは筆舌に尽くしがたい。被害者の遺族である母親と兄、姉、妹らは、被害者の死に直面してその現実に向き合いながらも、被害者の死をどのようにしる責に必ていいのか、苦慮しながら一人一人が癒されぬ日々を送っており、かれる。特に、被害者の好に直面した遺族の未だ癒えている上、被害者の妹も当公判廷において、被害者の死に直面した遺族の未だ癒されぬ被害感情を切々と訴えている。今日に至っても遺族との間の示談は未了である。

これらの事実に、残酷で無惨としかいいようのない本件犯行が報道されるに及んで社会に与えた衝撃は計り知れないものがあることをも併せ考えると、被告人の刑責は極めて重い。

したがって、被告人が当公判廷において被害者の遺族らに謝罪の意を表し、遺族らに宛てた謝罪文を書き送るなど改悛の情を示していること、前科がないこと、被告人が相当期間身柄拘束を受けたこと、父親が当公判廷において今後罪を償っていく被告人の支えになる旨述べていることのほか、被告人の年齢、家庭の事情、反省の情、更生の決意など、被告人のために有利に斟酌すべき事情を十分考慮しても、本件においては酌量減軽をするだけの事由があるとはいいがたく、被告人を主文掲記の刑に処するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 無期懲役)

平成14年9月20日 福島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官原際路

裁判官 本 間 陽 子

裁判官 久 保 孝 二